

令和 4 年

上尾市議会第 1 回臨時会議案

議 案 名

議案第40号	工事請負契約の変更契約の締結について……………	1
議案第41号	専決処分の承認を求めることについて……………	2
議案第42号	専決処分の承認を求めることについて……………	6

議案第40号

工事請負契約の変更契約の締結について

浅間川都市下水路改修工事に関する工事請負契約（令和3年9月30日議決第105号）を下記のとおり変更する契約を締結することについて、議決を求める。

令和4年5月20日提出

上尾市長 畠山 稔

記

1	変更前の契約金額	203,074,300円
2	変更後の契約金額	207,005,700円
3	今回変更による増額	3,931,400円

提案理由

浅間川都市下水路改修工事における土留め工の変更等に伴い、当該工事の契約金額を変更する契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

議案第 4 1 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 4 年 5 月 2 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が令和 4 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第10条の2第1項中「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に

改め、同条第 13 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、
「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に
改め、同条第 14 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、
「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に
改め、同条第 15 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、
「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に
改め、同条第 16 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、
「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に
改め、同条第 17 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、
「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に
改め、同条第 18 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、
「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に
改め、同条第 19 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、
「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に
改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29
項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第
33 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15
条第 34 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第
15 条第 39 項」に改め、同条中第 26 項を第 27 項とし、第 25 項を第 2
6 項とし、同条第 24 項中「附則第 15 条第 46 項各号」を「附則第 15 条
第 43 項各号」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

25 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に指定された法附
則第 15 条第 44 項に規定する貯留機能保全区域内にある土地に係る固定
資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる同項に規定する
条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 10 条の 3 第 10 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修
等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」
に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 1
2 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又
は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住
宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改

める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第14条中「附則第13条の2第1項」の次に「（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」を加える。

附則第16条の3中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附則第16条の5第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 4 2 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 4 年 5 月 2 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

新型コロナウイルスワクチン第二期追加接種（4 回目接種）に必要な体制を実際の接種より前に整備するため、その経費を計上した令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 4 年 4 月 2 7 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和4年度上尾市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月27日

上尾市長 島山 稔

令和4年度上尾市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185,653千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,815,653千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		12,781,774	185,653	12,967,427
	2 国庫補助金	1,454,555	185,653	1,640,208
歳入	合 計	69,630,000	185,653	69,815,653

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		5,689,169	185,653	5,874,822
	1 保健衛生費	2,235,102	185,653	2,420,755
歳出	合 計	69,630,000	185,653	69,815,653

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	12,781,774	185,653	12,967,427
歳入合計	69,630,000	185,653	69,815,653

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国庫支出金	地方債	その他
4 衛生費	5,689,169	185,653	5,874,822	185,653	0	0
歳出合計	69,630,000	185,653	69,815,653	185,653	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明	補正額 (累 計)
				区	額		
3 衛生費国庫補助金	37,601	185,653	223,254	1保健衛生費補助金	185,653	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	185,653 185,653 (185,653)
計	1,454,555	185,653	1,640,208			補助率 10/10	

単位：千円

3 歳 出

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節・説明		事業概要	補正額 (累 計)
		国庫支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	区 分		
2 予防費	185,653 (942,040) (1,127,693)	185,653 国庫支出金 185,653	0	0	0	12委託料 ワクチン接種事務委託料	(健康増進課) ○新型コロナウイルスワクチン接種事業 185,653 (185,653) 185,653 (185,653)	185,653 (185,653) (185,653)
計	185,653 (2,235,102) (2,420,755)	185,653	0	0	0	12委託料		

単位：千円

